

○鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月23日

条例第33号

改正 令和6年12月24日条例第50号

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等（以下「開示決定等」という。）は、法第76条第2項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、法第77条第3項に規定する開示請求者（以下「開示請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、

開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、当該交付又は開示に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 開示請求をして、文書又は図画（これらを複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者
- (2) 開示請求をして、電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者
(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第6条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第2条第1項に規定する鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することが

できる。

(運用状況の公表)

第8条 知事は、毎年1回、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鹿児島県個人情報保護条例の廃止)

2 鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）は、廃止する。

(鹿児島県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の鹿児島県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から委託を受けて行う旧個人情報の取扱いに関する業務に従事していた者

(3) 前項の規定の施行前において旧条例第6条第2項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行前に旧条例第11条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第34条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情

報ファイルを同項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号及び第3号に掲げる者
(令6条例50・一部改正)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令6条例50・一部改正)

7 附則第2項の規定の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鹿児島県情報公開条例の一部改正)

8 鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

9 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年鹿児島県条例第60号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和6年12月24日条例第50号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。),

旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。